

電気通信大学学生表彰規程

制定 平成16年4月1日要項第23号
最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則第30条第2項に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び目的)

第2条 本表彰の名称は、「学長賞」とする。

2 「学長賞」は、学生の学修意欲を刺激し、また、課外活動等の活性化を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第3条 表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、電気通信大学（以下「本学」という。）の学生又は本学の学生を構成員とする団体（以下「学生等」という。）で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 研究活動で特に顕著な成果をあげた学生等
- (2) 課外活動で特に顕著な成果をあげた学生等
- (3) 社会活動で特に顕著な功績があった学生等
- (4) 前3号の規定にかかわらず、学長が特に表彰に値すると認める学生等

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、類長、専攻長、顧問教員及びその他職員を通じ、別に定める様式により行う。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、学生支援センター運営会議の議を経て、学長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第7条 表彰は、その都度定める日に行う。

(公表)

第8条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第9条 表彰に関する事務は、学務部学生課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月6日要項第25号）
この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月19日要項第8号）
この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月27日規程第70号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則 （平成28年3月23日規程第98号）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 平成28年3月31日以前から在籍する学生及びそれに準ずる者の被表彰者の推薦については、なお従前の例による。

附 則 （平成29年11月22日規程第17号）
この規程は、平成29年11月22日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日規程第98号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月14日規程第117号）
この規程は、令和5年3月14日から施行する。

附 則 （令和5年3月27日規程第123号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。